

京都市告示第162号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 6年 5月14日

京都市長 松井孝治

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
中区上区線	右京区京北細野町宮ノ上3番地の2地先から 同町16番地の地先まで	旧	メートル 57.30	メートル 3.00 ~ 4.50
		新	57.30	4.08 ~ 5.49
	右京区京北細野町宮ノ上23番地の1地先から 同町24番地の1地先まで	A 旧	49.80	4.30 ~ 10.00
		A 新	49.80	6.12 ~ 17.87
	右京区京北細野町宮ノ上12番地の1地先内	B 旧	38.00	5.00
		B 新	38.00	5.51 ~ 7.60
	右京区京北細野町宮ノ上15番地の2地先から 京北細野町信濃垣内1番地の3地先まで	A 旧	43.60	4.00 ~ 13.60
		A 新	43.60	4.00 ~ 14.49
	右京区京北細野町宮ノ上26番地の4地先から 京北細野町信濃垣内2番地の1地先まで	B 旧	35.90	5.19 ~ 15.40
		B 新	35.90	5.19 ~ 16.82
上区山田線	右京区京北細野町不動ヶ谷6番地の1地先内	旧	21.60	3.20 ~ 4.50
		新	21.60	3.54 ~ 4.50

(建設局土木管理部道路明示課)